

用語の説明

- 1 「世帯」とは、住居及び生計を共にする者の集まり又は独立して住居を維持し、若しくは独立して生計を営む単身者をいう。
- 2 「世帯主」とは、年齢や所得にかかわらず、世帯の中心となって物事をとりはかる者として世帯側から報告された者をいう。
- 3 「世帯員」とは、世帯を構成する各人をいう。
なお、調査日現在、一時的に不在の者はその世帯の世帯員としているが、単身赴任している者、遊学中の者、社会福祉施設に入所している者などは世帯員から除いている。
- 4 「世帯構造」は、次の分類による。
 - (1) 単独世帯
世帯員が1人だけの世帯をいう。
 - (2) 核家族世帯
 - ア 夫婦のみの世帯
世帯主とその配偶者のみで構成する世帯をいう。
 - イ 夫婦と未婚の子のみの世帯
夫婦と未婚の子のみで構成する世帯をいう。
 - ウ ひとり親と未婚の子のみの世帯
父親又は母親と未婚の子のみで構成する世帯をいう。
 - (3) 三世代世帯
世帯主を中心とした直系三世代以上の世帯をいう。
 - (4) その他の世帯
上記(1)～(3)以外の世帯をいう。
- 5 「世帯類型」は、次の分類による。
 - (1) 高齢者世帯
65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。
 - (2) 母子世帯
死別・離別・その他の理由（未婚の場合を含む。）で、現に配偶者のいない65歳未満の女（配偶者が長期間生死不明の場合を含む。）と20歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成している世帯をいう。
 - (3) 父子世帯
死別・離別・その他の理由（未婚の場合を含む。）で、現に配偶者のいない65歳未満の男（配偶者が長期間生死不明の場合を含む。）と20歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成している世帯をいう。
 - (4) その他の世帯
上記(1)～(3)以外の世帯をいう。
- 6 「児童」とは、18歳未満の未婚の者をいう。
- 7 「家族形態」は、次の分類による。
 - (1) 単独世帯
世帯に1人だけの場合をいう。

- (2) 夫婦のみの世帯
配偶者のみと同居している場合をいう。
- (3) 子と同居
 - ア 子夫婦と同居
 - イ 配偶者のいない子と同居
未婚の子、配偶者と死別・離別した子及び有配偶であるが、現在配偶者が世帯にいない子と同居している場合をいう。
- (4) その他の親族と同居
子と同居せず、子以外の親族と同居している場合をいう。
- (5) 非親族と同居
上記(1)～(4)以外で、親族以外と同居している場合をいう。

- 8 「**仕事あり**」とは、平成24年5月中に所得を伴う仕事をもっていたことをいう。ただし、同月中に全く仕事をしなかった場合であっても、次のような場合は「**仕事あり**」とする。
- (1) 雇用者であって、平成24年5月中に給料・賃金の支払いを受けたか、又は受けることになっていた場合（例えば、病気で休んでいる場合）
 - (2) 自営業者であって、自ら仕事をしなかつたが、平成24年5月中に事業は経営されていた場合
 - (3) 自営業主の家族であって、その経営する事業を手伝っていた場合
 - (4) 職場の就業規則などで定められている育児（介護）休業期間中である場合

- 9 「**正規の職員・従業員**」とは、一般職員又は正社員などと呼ばれている者をいう。

- 10 「**非正規の職員・従業員**」は、次の分類による。
- (1) パート、アルバイト
就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている者をいう。
「パート」か「アルバイト」かはつきりしない場合は、募集広告や募集要領又は雇用契約の際に言われたり、示された呼称による。
 - (2) 労働者派遣事業所の派遣社員
労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて働いている者をいう。
この法令に該当しないものは、形態が似たものであっても「労働者派遣事業所の派遣社員」とはしない。
 - (3) 契約社員・嘱託
契約社員については、専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用されている者又は雇用期間の定めのある者をいう。
嘱託については、労働条件や契約期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている者をいう。
 - (4) その他
上記(1)～(3)以外の者をいう。
- なお、上記9、10をまとめて「役員以外の雇用者」として表章している。

- 11 「**中央値**」とは、所得を低いものから高いものへと順に並べて2等分する境界値をいう。

- 12 「**所得五分位階級**」は、全世帯を所得の低いものから高いものへと順に並べて5等分し、所得の低い世帯群から第I・第II・第III・第IV及び第V五分位階級とし、その境界値をそれぞれ第I・第II・第III・第IV五分位値（五分位境界値）という。

13 「所得の種類」は、次の分類による。

(1) 稼働所得

雇用者所得、事業所得、農耕・畜産所得、家内労働所得をいう。

ア 雇用者所得

世帯員が勤め先から支払いを受けた給料・賃金・賞与の合計金額をいい、税金や社会保険料を含む。

なお、給料などの支払いに代えて行われた現物支給（有価証券や食事の支給など）は時価で見積もった額に換算して含めた。

イ 事業所得

世帯員が事業（農耕・畜産事業を除く。）によって得た収入から仕入原価や必要経費（税金、社会保険料を除く。以下同じ。）を差し引いた金額をいう。

ウ 農耕・畜産所得

世帯員が農耕・畜産事業によって得た収入から仕入原価や必要経費を差し引いた金額をいう。

エ 家内労働所得

世帯員が家庭内労働によって得た収入から必要経費を差し引いた金額をいう。

(2) 公的年金・恩給

世帯員が公的年金・恩給の各制度から支給された年金額（2つ以上の制度から受給している場合は、その合計金額）をいう。

(3) 財産所得

世帯員の所有する土地・家屋を貸すことによって生じた収入（現物給付を含む。）から必要経費を差し引いた金額及び預貯金、公社債、株式などによって生じた利子・配当金から必要経費を差し引いた金額（源泉分離課税分を含む。）をいう。

(4) 年金以外の社会保障給付金

ア 雇用保険

世帯員が受けた雇用保険法による失業等給付をいう。

イ 子ども手当等

世帯員が受けた子ども手当※、児童扶養手当、特別児童扶養手当等をいう。

※子ども手当制度は平成24年4月に児童手当制度に改正されているが、当調査で把握している前年（平成23年）の制度により分類している。

ウ その他の社会保障給付金

世帯員が受けた上記（2）（4）ア、イ以外の社会保障給付金（生活保護法による扶助など）をいう。ただし、現物給付は除く。

(5) 仕送り・企業年金・個人年金・その他の所得

ア 仕送り

世帯員に定期的又は継続的に送られてくる仕送りをいう。

イ 企業年金・個人年金等

公的年金以外で世帯員が一定期間保険料（掛金）を納付（支払い）したことにより年金として支給された金額をいう。

ウ その他の所得

上記（1）～（4）、（5）ア、イ以外のもの（一時的仕送り、冠婚葬祭の祝い金・香典、各種祝い金等）をいう。

14 「生活意識」とは、調査日現在での暮らしの状況を総合的にみてどう感じているかの意識を、世帯主又は世帯を代表する者が5区分（「大変苦しい」「やや苦しい」「普通」「ややゆとりがある」「大変ゆとりがある」）から選択回答したものである。